

名 称 令和4年度 奈良県行政不服審査会 全体会

日 時 令和4年4月19日（火） 10時00分から10時30分まで

会 場 奈良県文化会館 1階 第2会議室

出席者 奈良県行政不服審査会委員（五十音順）

乾 隆一 （いぬい社会保険労務士事務所 社会保険労務士）

上崎 智代 （生駒総合法律事務所 弁護士）

梶 哲教 （大阪学院大学法学部 准教授）

中原 茂樹 （関西学院大学司法研究科 教授）

森村 和枝 （アミティエ社会保険労務士法人 特定社会保険労務士）

和島 美枝子（あすか法律事務所 弁護士）

事務局

総務部行政・人材マネジメント課

次 第 1. 開会

2. 議事

（1）会長の選任

（2）会長職務代理者の指名

（3）部会委員の指名

（4）部会長の選任

（5）部会長職務代理者の指名

3. その他

概要

（事務局より資料の確認）

（課長挨拶）

（委員紹介）

（事務局より行政不服審査制度の説明）

（議事）

事務局：まず、議事1会長の選任についてです。

資料2、奈良県行政不服審査会条例をご覧ください。

会長は、第5条第1項より委員の互選により選任するとされていますので、会長の選任につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

委員の皆様いかがでしょうか。

和島委員：これまでのご経験と、以前、副会長を長らくお務めいただきましたことから、梶先生にお願いしたいと思います。

事務局：ありがとうございます。

ただいま梶委員にお願いしてはいかがでしょうかとのご発言がございました。

皆様いかがでしょうか。

梶先生、いかがでしょうか。

各委員：異議なし。

梶委員：皆さんがよろしければ。

事務局：ありがとうございます。

それではご異議がないようですので、梶委員に当審査会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは梶会長におかれましては、会長席にお着きいただきますようお願いいたします。

それでは以降の進行につきましては、梶会長をお願いいたします。

梶会長：会長にご選任いただきました梶でございます。

慣れぬことですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは引き続き、議事の(2)、会長職務代理者の指名に移らせていただきます。

会長職務代理者は、審査会条例第5条第3項に規定がございまして、会長に事故があるときはあらかじめ指名する委員がその職務を代理するとされていますので、私から指名させていただきたいと思います。

会長職務代理者については、中原先生にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

中原委員：承知しました。

各委員：異議なし。

梶会長：ありがとうございます。

それでは、中原先生、本審査会の会長職務代理者をお願いいたします。

続きまして、議事(3)、部会委員の指名に移らせていただきます。

部会には審査会条例第8条第2項に基づきまして、会長が指名するとされておりますので、私から指名させていただきたいと思います。

部会は、資料3のところをご覧いただきたいと思いますが、審査会運営規程の第3条において、それぞれ3人の委員によって構成する、2つの部会を置くこととされております。

現在、委員は、大学の教員、それから弁護士、社会保険労務士が2人ずついらっしゃいますので、各分野お1人ずつ、計3人の委員により、2つの部会を設置することとさせていただきたいと思います。

そこですすね、委員の構成としては、第1部会に乾先生と上崎先生、そして私、

第2部会に、中原先生と、森村先生と和島先生。

こういう形にしたいと思いますが、先生方いかがでしょうか。

各委員：異議ありません。

梶会長：それでは各部会の委員構成は、今申し上げた通りとさせていただきます。

新しく諮問があった案件より、今回構成した部会を新たに設置することとし、第1部会から調査審議を行うことといたします。先生方どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議事(4)部会長の選任に移らせていただきます。

部会長の選任は、審査会条例第8条第3項により、当該部会に属する委員の互選により、選任するとされていますので、各部会において、選任していただきたいと思います。

また、各部会の部会長選出後に、議事(5)ですね、部会長、職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

部会長職務代理者の指名は、第8条第5項、部会長に事故があるときは当該部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると、ございますように、部会長が指名をすることとなっております。

まず、第1部会、乾先生と上崎先生と私による第1部会の部会長の選出ですけれども、いかがいたしましょうか。

乾委員：はい。部会長についても、梶会長にお願いしてはいかがかと思います。

梶会長：よろしいですか。

上崎委員：異議なしです。

梶会長：それでは第1部会の部会長は私が務めることとさせていただきます。

部会長職務代理者としては、上崎先生にお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

上崎委員：承知しました。

梶会長：ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

第2部会の部会長については、いかがいたしましょうか。

森村委員：中原先生にお願いしてはいかがでしょうか。

梶会長：中原先生いかがでしょうか。

中原委員：はい。務めさせていただきます。

和島委員：異議なしです。

梶委員：それでは、中原先生に第2部会長の願いいたします。

中原部会長より職務代理者のご指名をお願いいたします。

中原委員：はい。それでは第2部会から、部会長職務代理者として、和島委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

和島委員：お受けいたします。

梶 会 長：ありがとうございます。

それでは最後に、審査会の公開について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局：はい、説明させていただきます。

県が設置する附属機関の会議については、審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、原則公開となっており、当審査会も原則公開することとしております。

ただし、資料 6、奈良県情報公開条例第 7 条に規定します、不開示情報である個人情報が含まれている場合は、公開しないことができるとされておりますので、当審査会の諮問事案の審議については、従来非公開としております。

このことを踏まえ、諮問事案の審議については原則非公開になるものと考えております。

公開することとした場合の傍聴については、資料 7 の傍聴要領のとおりです。  
以上です。

梶 会 長：ありがとうございます。

このことについて、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、当審査会の公開及び傍聴要領は、事務局が説明した内容で決定してよろしいでしょうか。

各 委 員：異議なし。

梶 会 長：その他ご質問等ございませんでしょうか。

特になければ、事務局からは他にいかがでしょうか。

事 務 局：現時点の諮問状況についてお伝えさせていただきます。

現時点で新たに諮問されてる案件はございませんので、直近において部会の開催予定はございません。

諮問があり次第、日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

梶 会 長：ありがとうございます。

その他特にないようでしたら以上で本日の審査会を終了いたします。

今後は各部会に分かれてご審議いただくこととなりますので、それぞれどうぞよろしく願いいたします。

事 務 局：どうもありがとうございました。

これもちまして、令和 4 年度奈良県行政不服審査会全体会を終了いたします。  
本日は委員の皆様方、どうもありがとうございました。

(閉会)